

平成 28 年 8 月 24 日  
大王製紙株式会社

## 訴訟（控訴審）の判決に関するお知らせ

当社は、原告（当社元課長）との間で係争中の訴訟に関し、平成 28 年 8 月 24 日付にて控訴審判決の言い渡しを受けました。

平成 28 年 1 月 14 日付「[訴訟の判決に関するお知らせ](#)」にてお知らせいたしましたとおり、本件訴訟の第一審判決は、原告が作成した告発状には当社の秘密情報が含まれているだけでなく、記載された事実の大半は根拠がないものであるとの当社の主張を全面的に認め、原告に対する懲戒降格処分を有効と認定していたところ、控訴審判決もかかる認定を維持し、この点に関する原告の控訴を棄却しました。すなわち、原告が告発状にて指摘した当社のコンプライアンス、ガバナンス上の問題は存在しなかったことが、改めて確認されたものであります。

一方で、原告の人事（出向命令）に関する争点について、当社の控訴は容れられませんでした。下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 判決言い渡しのあった裁判所及び年月日

東京高等裁判所

平成 28 年 8 月 24 日

#### 2. 判決の内容

当社及び原告の控訴をいずれも棄却し、第一審判決が維持されました。

第一審判決の内容は、平成 28 年 1 月 14 日付「[訴訟の判決に関するお知らせ](#)」記載のとおりです。

#### 3. 今後の見通し

上記のとおり、当社の財務、経理、事業運営に関するコンプライアンス体制、コーポレートガバナンスという本件訴訟の核心にかかる点では、当社の主張が認められ、原告に対する懲戒降格処分が有効と認められたものの、控訴審判決は、第一審判決と同様に、正当に行われた人事異動（出向命令）を無効としており、承服できませんので上告する方針です。

以上